

特 定 施 設

■ 特定施設について

騒音規制法および振動規制法では、著しい騒音や振動を発生する特定の機械設備を「特定施設」と定めています。特定施設を設置する作業場を特定工場等といいます。騒音規制法および振動規制法では、特定施設の設置者に対し、各種の届出の提出（表Ⅰ）および規制基準（表Ⅱ）の遵守を義務付けています。

■ 届出（表Ⅰ）

届出書は正本・副本計2部作成してください。

押印が無い場合、設置会社の委任状または設置会社担当者の名刺が必要となります。

添付資料等の詳細についてはHPをご確認ください。



- 1 特定施設設置届**
初めて特定施設を設置しようとするときは、工事開始の30日前までに届出の必要があります。
- 2 特定施設変更届**
(騒音規制法) 各特定施設の数または騒音防止の方法を変更しようとするときは、工事開始前の30日前までに届出の必要があります。
(振動規制法) 特定施設の種類および能力ごとの数、振動防止の方法または特定施設の使用の方法を変更しようとするときは、工事開始の30日前までに届出の必要があります。
- 3 特定施設氏名等変更届**
設置者の氏名、住所、名称等の変更があったときは、その日から30日以内に届出の必要があります。
- 4 特定施設使用廃止届**
特定施設のすべての廃止をしたときは、その日から30日以内に届出の必要があります。
- 5 特定施設承継届**
特定施設のすべてを譲受、借受、相続または合併等したときは、その日から30日以内に届出の必要があります。

■ 規制基準（表Ⅱ）

騒音規制法の特定工場等に係る規制基準

地 域		時間の区分	敷地境界における規制基準 (単位：デシベル)	備 考
第2種 区 域	住 居 地 域	午前6時 ～ 午前8時	45	学校、病院等の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、左表の値から5デシベルを減じた値とする。
		午前8時 ～ 午後7時	50	
		午後7時 ～ 午後11時	45	
		午後11時～翌日午前6時	45	
第3種 区 域	商 業 地 域 準工業地域	午前6時 ～ 午前8時	55	
		午前8時 ～ 午後8時	60	
		午後8時 ～ 午後11時	55	
		午後11時～翌日午前6時	50	

振動規制法の特定工場等に係る規制基準

地 域		時間の区分	敷地境界における規制基準 (単位：デシベル)	備 考
第1種 区 域	住 居 地 域	午前8時 ～ 午後7時	60	学校、病院等の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、左表の値から5デシベルを減じた値とする。
		午後7時～翌日午前8時	55	
第2種 区 域	商 業 地 域 準工業地域	午前8時 ～ 午後8時	65	
		午後8時～翌日午前8時	60	

騒音・振動規制法施行令 別表第1

騒音規制法第2条第1項、別表第1で定める施設

騒音規制法の特定施設（騒音規制法施行令別表第1）	
1 金属加工機械	
イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）	
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）	
ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。）	
ヘ セン断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）	
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーミングマシン	
リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）	
ヌ タンブラー	
ル 切断機（といしを用いるものに限る。）	
2 空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）および送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
3 土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるいおよび分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
4 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）	
ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）	
6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
7 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	
ハ 碎木機	
ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	
ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	
ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）	
8 抄紙機	
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10 合成樹脂用射出成形機	
11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

振動規制法第2条第1項、別表第1で定める施設

振動規制法の特定施設（振動規制法施行令別表第1）	
1 金属加工機械	
イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
ロ 機械プレス	
ハ セン断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）	
ニ 鍛造機	
ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）	
2 圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生させないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）（冷凍機を除く。）	
3 土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるいおよび分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
4 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）ならびにコンクリート管製造機械およびコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）	
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	
7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	
8 ゴム練用または合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）	
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

問い合わせ先

中央区環境土木部環境課生活環境係

〒104-8404 中央区築地1-1-1

TEL：03-3546-5404・5405



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。